

消防危第 346 号
令和 5 年 12 月 13 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

内面の腐食を防止するためのコーティングを施工した地下貯蔵タンクの
開放点検等に係る情報提供等について (依頼)

内面の腐食を防止するためのコーティング (以下「コーティング」という。) について、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」(平成 22 年 7 月 8 日付け消防危第 144 号) により、コーティングを施工した日から 10 年を越えない日までの間に地下貯蔵タンクを開放し、異常の有無を確認することが望ましい旨を示しているところ。

また、コーティングを施工した地下貯蔵タンクにおける開放点検等の情報提供等については、「内面の腐食を防止するためのコーティングを施工した地下貯蔵タンクの開放点検等に係る連絡について」(平成 29 年 6 月 14 日付け消防危第 133 号。以下「133 号通知」という。) により、協力を依頼してきたところです。

今般、コーティング等の措置について規定した消防法令の改正 (平成 22 年総務省令第 71 号及び平成 22 年総務省告示第 246 号) の施行から 12 年が経過し、今後、コーティングの施工から 10 年を経過するタンクの増加が見込まれることから、133 号通知の対象等を見直すこととしました。

つきましては、下記のとおり実施することとしましたので、円滑な情報収集等に協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して、この旨周知をお願いします。

なお、別添により一般財団法人全国危険物安全協会に対して、鋼製地下タンク F R P 内面ライニング施工の認定事業者への周知を依頼していることを申し添えます。

記

- 1 連絡対象事項
コーティングが施工された地下貯蔵タンクの開放点検及び撤去工事
- 2 連絡内容
別紙の内容のとおり
- 3 連絡方法
別紙を Eメールにて、危険物保安室 (fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp) あてに送信願います。

4 その他

- (1) 上記 1 の連絡対象事項を覚知した場合は、早期連絡に協力をお願いします。
- (2) 危険物保安室へ送付された別紙の内容については、消防大学校消防研究センター（以下「消研センター」という。）と情報共有します。消研センターでは、送付された事案について、コーティングの劣化等に係る調査研究の基礎資料とするため、市町村等の危険物担当者に電話による聴き取り等を行うとともに、可能な場合には、必要に応じて、現地調査の実施や地下貯蔵タンクの一部を切り取ったサンプルの提供等についての協力をお願いすることがあります。
- (3) 133 号通知は廃止します。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
北中、瀬濤、日下、渥美
TEL 03-5253-7524
fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

あて先 消防庁危険物保安室

Eメールアドレス【fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp】内面の腐食を防止するためのコーティングを施工した地下貯蔵タンクの
開放点検等に係る連絡票

消防本部名：_____

担当者名：_____

電話番号：_____

Eメールアドレス：_____

| | | |
|---------------------------------|-------------------------|--|
| 所在地 | | |
| 事業所名 | | |
| 施設区分 | | 製造所・一般取扱所・地下タンク貯蔵所・給油取扱所 |
| 地 下 貯 蔵 タ ン ク | 埋設年月日 | 年 月 日 |
| | 材質及び板厚 | 材質 板厚 mm |
| | 寸法 | 全長 mm 内径 mm |
| | 容量 | kl |
| | 中仕切りの有無 | 有 無 |
| | 貯蔵危険物 | ガソリン・灯油・軽油・重油・ その他（ ） |
| | 塗覆装の種類 | アスファルト・モルタル・エポキシ樹脂 タールエポキシ樹脂・強化プラスチック |
| | コーティング 施工年月日 | 年 月 日 |
| | コーティング 施工方法 | ハンドレイアップ法・紫外線硬化樹脂貼付法・ その他（ ） |
| コーティング 根拠指針 | 48号通知・144号通知・ その他（ ） | |
| 開放点検又はタンク撤去 予定年月日 | | 年 月 日 |
| 開放点検又は タンク撤去の理由 | | |

注1 本用紙は、タンク1基ごとに1枚としてください。

注2 「施設区分」、「貯蔵危険物」、「塗覆装の種類」、「中仕切りの有無」、「コーティング施工方法」及び「コーティング根拠指針」の欄は、該当するものに○を付けてください(仕切りのあるタンクの場合は、複数選択可)。

注3 「コーティング根拠指針」の欄中、48号通知とは、廃止された「鋼製地下タンクの内面保護に係るFRPライニング施工に関する指針について」(平成19年2月27日付け消防危第48号)のことをいう。

別添

消防危第 346 号
令和 5 年 12 月 13 日

一般財団法人全国危険物安全協会理事長 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

内面の腐食を防止するためのコーティングを施工した地下貯蔵タンクの
開放点検等に係る情報提供等について (依頼)

日頃より、危険物行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

内面の腐食を防止するためのコーティング (以下「コーティング」という。) について、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」(平成 22 年 7 月 8 日付け消防危第 144 号) により、コーティングを施工した日から 10 年を越えない日までの間に地下貯蔵タンクを開放し、異常の有無を確認することが望ましい旨を示しているところ です。

今般、コーティング等の措置について規定した消防法令の改正 (平成 22 年総務省令第 71 号及び平成 22 年総務省告示第 246 号) の施行から 12 年が経過し、今後、コーティングの施工から 10 年を経過するタンクの増加が見込まれることから、各都道府県消防防災主管部長等に対して、別添のとおり情報提供等を依頼しているところです。

つきましては、本件についてその趣旨をご理解いただき、貴協会において実施している鋼製地下タンク F R P 内面ライニング施工事業者認定制度の認定事業者に対して、この旨周知いただき、消防本部等へ情報提供等のご協力をお願いいたします。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
北中、瀬濤、日下、渥美
TEL 03-5253-7524
fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp